

議案第12号

西脇市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

子育て世帯等を支援するため、入居要件を緩和する。

西脇市営住宅条例の一部を改正する条例

西脇市営住宅条例（平成17年西脇市条例第 133号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通市営住宅の入居者資格) 第7条 普通市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。 (1)・(2) (略) (3) その者の収入が入居の申込みをした日において、次のア、イ、ウ又はエに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ、ウ又はエに掲げる金額を超えないこと。 ア (略) イ 入居者が(7)又は(イ)のいずれかに該当する場合 259,000円 <u>(7) 同居者又は別居の扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族をいう。）に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校に在学する者がある場合</u> (イ) (略) ウ・エ (略) (4)～(6) (略) 2 (略)</p>	<p>(普通市営住宅の入居者資格) 第7条 普通市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。 (1)・(2) (略) (3) その者の収入が入居の申込みをした日において、次のア、イ、ウ又はエに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ、ウ又はエに掲げる金額を超えないこと。 ア (略) イ 入居者が(7)又は(イ)のいずれかに該当する場合 259,000円 (7) 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合 (イ) (略) ウ・エ (略) (4)～(6) (略) 2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。